

千葉県報

定例
令和7年7月15日

主要目次

告示	一
公告	一
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（二件）	一
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	二
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	二
令和七年度土採取現場責任者試験の実施	三

告示

示

千葉県告示第三百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和七年七月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 習志野市芝園三丁目五番三の一部及び九番一の一部（別図のとおり）
 - 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和七年七月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 長生郡長柄町小榎本字榎木戸五七〇番一の一部、五七〇番二の一部、五七四番の一部、五七五番の一部、五七六番の一部、五七七番の一部、五七八番の一部、五七八番二の一部、五七九番の一部、五八二番の一部、五八三番一の一部、五八四

番一の一部、五八四番一地先、五八五番一の一部、五八五番二の一部、五八六番一の一部、五八六番一地先、五八六番二の一部、五八七番一の一部及び五八七番一地先、字百目木八〇六番二の一部、八〇七番二の一部、八〇八番一の一部及び八〇八番二の一部並びに字中道六二〇番地先及び六二一番地先（別図のとおり）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

公告

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年七月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン市川妙典店3番街

市川市妙典四丁目一〇四番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 関口衛

市川市妙典四丁目四番一号イオン三番街二階

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 篠田喜義

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 関口衛

5 変更年月日

令和七年三月二十八日

二 届出年月日

令和七年五月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	
その届出は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
令和七年七月十五日	千葉県知事 熊谷 俊人
一 届出の概要	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	市川市妙典五丁目一〇三番地二ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 関口衛
3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 篠田喜義
4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 関口衛
5 変更年月日	令和七年三月二十八日
二 届出年月日	令和七年五月一日
三 縦覧場所	
千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課	
大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	
大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。	
令和七年七月十五日	千葉県知事 熊谷 俊人
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	
市川市妙典サティⅡ	
市川市妙典四丁目一〇四番地一ほか	
大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計	

六、七八五平方メートル	
三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計	
〇平方メートル	
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日	
平成二十一年十一月一日	
五 届出年月日	令和七年五月一日
大規模小売店舗舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	
大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	
その届出及び添付書類は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月十五日から十一月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	
令和七年七月十五日	千葉県知事 熊谷 俊人
一 届出の概要	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	市川市妙典四丁目一〇一番地一ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社妙典タウンセンター 代表取締役 関口衛
3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計	四、五七一平方メートル
4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三、〇〇〇平方メートル
5 変更前の閉店時刻	午後十時
6 変更後の閉店時刻	午後九時
7 変更年月日	令和八年三月一日
二 届出年月日	令和七年五月一日

三
縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

令和七年度土採取現場責任者試験の実施

千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第二条の十三の規定により、令和七年度土採取現場責任者試験を次のとおり実施する。

令和七年七月十五日

千葉県知事

熊谷俊人

一
試験日時

令和七年九月十二日（金曜日）午前十時から正午まで

二
試験場所

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三
受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和七年七月二十九日（火曜日）から八月六日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

なお、郵送による場合は令和七年八月六日（水曜日）までの消印があるもの、電子申請による場合は同日午後五時までに受信したものに限り有効とする。

四
受験願書の提出先

受験願書の提出先は、千葉県商工労働部産業振興課のホームページ等に掲載する。

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八